
平成30年 第91回（定例）新 温 泉 町 議 会 会 議 録（第 4 日）

平成30年12月17日（月曜日）

議事日程（第 4 号）

平成30年12月17日 午前 9 時開議

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 議案第74号 美方郡広域事務組合同規約の変更について
- 日程第 3 議案第75号 美方郡広域事務組合の財産の無償譲渡について
- 日程第 4 議案第76号 新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第78号 新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第79号 新温泉町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 7 議案第80号 損害賠償の額の決定について
- 日程第 8 議案第81号 平成30年度新温泉町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 9 議案第82号 平成30年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第10 議案第83号 平成30年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第11 議案第84号 平成30年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第12 議案第85号 平成30年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第13 議案第86号 平成30年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第14 議案第87号 平成30年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第15 議案第88号 平成30年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第16 議案第89号 平成30年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 3 号）について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 議案第74号 美方郡広域事務組合同規約の変更について
- 日程第 3 議案第75号 美方郡広域事務組合の財産の無償譲渡について
- 日程第 4 議案第76号 新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例

の特例に関する条例の制定について

- 日程第5 議案第78号 新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正について
日程第6 議案第79号 新温泉町過疎地域自立促進計画の変更について
日程第7 議案第80号 損害賠償の額の決定について
日程第8 議案第81号 平成30年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）について
日程第9 議案第82号 平成30年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
日程第10 議案第83号 平成30年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
日程第11 議案第84号 平成30年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第12 議案第85号 平成30年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第13 議案第86号 平成30年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第14 議案第87号 平成30年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第2号）について
日程第15 議案第88号 平成30年度新温泉町水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第16 議案第89号 平成30年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第3号）について

出席議員（16名）

1番 池田宜広君	2番 太田昭宏君
3番 岩本修作君	4番 阪本晴良君
5番 森田善幸君	6番 中井次郎君
7番 重本静男君	8番 小林俊之君
9番 谷口功君	10番 宮本泰男君
11番 河越忠志君	12番 浜田直子君
13番 平澤剛太君	14番 竹内敬一郎君
15番 中村茂君	16番 中井勝君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 仲 村 祐 子君 書記 中 井 勇 人君

説明のため出席した者の職氏名

町長	西 村 銀 三君	副町長	田 中 孝 幸君
温泉総合支所長	太 田 信 明君	牧場公園園長	池 内 俊 久君
総務課長	仲 村 秀 幸君	企画課長	井 上 弘 君
税務課長	長谷阪 治君	町民課長	谷 田 善 明君
健康福祉課長	森 本 彰 人君	商工観光課長	岩 垣 廣 一君
農林水産課長	松 岡 清 和君	建設課長	山 本 輝 之君
上下水道課長	北 村 誠 君	町参事	土 江 克 彦君
浜坂病院事務長	吉 野 松 樹君	会計管理者	中 村 光 春君
こども教育課長	西 村 徹 君	生涯教育課長	川 夏 晴 夫君
調整担当	小 谷 豊 君	代表監査委員	川 崎 雅 洋君

午前9時00分開議

○議長（中井 勝君） 皆さん、おはようございます。第91回新温泉町議会定例会4日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、御多用のところ御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日は、休会中に各常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われましたので、その結果の報告、提出議案であります条例の制定及び改正、補正予算などを中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） おはようございます。定例会第4日目の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

休会中にはそれぞれの委員会におきまして、課題及び懸案事項への御指導を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日の定例会では、条例案2件、事件案4件、補正予算案9件につきまして御審議をお願いいたしたく存じます。

議員各位におかれましては、慎重審議を賜りますよう、お願い申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。

なお、ゆめっこ認定こども園の感染性胃腸炎について、こども教育課長が現状を御報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前 9 時 0 2 分休憩

午前 9 時 0 2 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

ただいまの出席議員は 16 名で、定足数に達しておりますので、第 91 回新温泉町議会定例会 4 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第 1 諸報告

○議長（中井 勝君） 日程第 1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。

去る 12 月 7 日の会議以来、それぞれの会合に出席をしていますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略をいたします。

次に、12 月 14 日、町長から議案第 77 号、新温泉町行政組織条例の一部改正についてを撤回する申し出がありました。この撤回の申し出につきましては、本日開催されました議会運営委員会に諮り、会議規則第 20 条第 1 項ただし書きの規定により、議長が許可いたしました。したがって、議案第 77 号は欠番となります。

次に、休会中の所管事務調査として、各常任委員会が開催されておりますので、その状況をそれぞれ委員長から報告をお願いいたします。

初めに、総務教育常任委員会が 12 月 13 日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

中村委員長。

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） それでは、12 月 13 日開催いたしました総務教育常任委員会の報告を行いたいと思います。

12 月 13 日、税務課、こども教育課、生涯学習課、企画課、総務課、議会事務局、6 課の所管事務調査を行いました。各課とも質疑等のあった事案を中心に報告したいと思います。

まず、こども教育課であります。報告事項は 12 件ありました。冒頭にゆめっこ認定こども園の胃腸炎の現状報告がありました。委員の意見の中では、発生時の対応マニュアルの整備や検査費用の負担など研究してほしいと、そんな意見があったところであります。

また、工事発注状況の中で、トイレが完全に洋式化している学校があるということがありました。そういう中で和式の要望がないのかというようなことがありました。完全洋式化は西小がなってるようでありまして、特に和式の要望がないということがありました。

また、給食の牛乳パックの回収というか、処理が必要になったということがありました。現在のところ、回収は作業所で考えているようです。作業に伴う経費については出すべきだと、そういうことがありまして、作業所の場所は二日市でありますし、多機能型作業所ということでもあります。経費の負担は考えていきたいということでありました。

また、子ども議会のアンケート結果で、当局側の居眠り、携帯音が鳴る、いじるなど、指摘が子ども議会の議員からアンケートであったようですが、どうしたのかということ。また、子ども議会自体の波及効果を考える等、中学生全体に周知するようなことが必要ではないかということがありました。管理職会議にはそのまま報告しておりますということでもあります。また、指摘内容については、一々確認はしてないと。また、効果の部分では、結果のDVDは各学校に配付してると、効果を高めたいということでありました。

また、学校内の事故でけがの重傷が8件ほどあるということ。これについての内容ですが、主には中学校の部活ということであったようです。

また、不登校が2件伸びているが、対応はということに対しては、不登校の理由が多様化、重層化している現実があると。対策は教師、担任のみならず、チーム学校で対応していると、そんな内容でありました。

また、浜坂北小の道路買収で、グラウンド利用とか運動会とか支障がないのかということがありました。また、道路買収に伴う駐車場の用地確保なりに工夫すべきではないかということの意見がありました。運動会やトラック利用には問題がないということでもあります。ただ、駐車場を含めて、用地を確保すべく検討、協議したいと、そういう方向であります。

また、児童生徒数で、東小が複式の対象で工夫してるということを知っていると。工夫の内容はということでありまして、対象は4、5年生で、専科の職員を配置して、複式を解消している。ただ、来年は新入学1年生が複式になる予定であると。単費を投じてでも複式の解消に努めると、そんな意見があったようです。

また、継続課題であります。認定こども園に関する教育委員会での協議経過について、また、浜坂認定こども園整備検討委員会の協議経過について報告がありました。主な質疑の部分では、認定こども園の9月からの動きで、教育委員会の結論が出ていると思っていたが、保護者対象に現在地改築のアンケートをとったようなことはあったのかという質問がありました。結論ありきではなく、個々の問題や課題の議論を進めておりますと、地域の声の把握もしたいと、そういう答弁でありました。また、11月28日、検討委員会は5名の欠席があったようです。意見把握はできているのか。また、全体スケジュールが1月の用地取得の時期に入っていると、そういうことがありました。大丈夫かということ。委員会の招集については、やや無理があった、日程、若干無理があったようでありまして、5名の欠席になってしまったということでもあります。1月中に

議論をして、まとめていきたいと、そういうふうなありました。もちろん新年度予算の対応するためであります。また、教育委員会なり、検討委員会の各議論の結果を受けて、どこが最終決定を行うのかと。答弁は、地域の声を含め、議論が整った段階で町長が決定することになる。また、地域の声をとるとあるが、教育委員会、検討委員会、どちらの作業になるのかと。また、教育委員会の議論中に、地域やふるさとの表現があると。どこを指すのか。また、明星認定こども園のことも検討の中に入れるべきではないかということ。地域の声は教育委員会の責任分野であります。教育委員会が地域の声を吸い上げると、そういうことであります。ふるさとは、町全体と捉えてると。明星も同率でとられておるということであります。用地の条件には100%はあり得ないだろうと、対策を講じながら立地を検討したいと、そういうことであります。また、候補地の選定で最も重要なのは、災害に強いことではないかと。公共施設は避難者を受け入れる場所でもあるという意見がありまして、もっともな御意見であり、議論を深めたい、これは町長の答弁でありました。詳細については委員会資料を御清覧ください。

規則、要綱の改正が2件ほどありました。新温泉町子どものための教育・保育に関する利用負担額を定める条例施行規則の一部改正であります。所得割算定での未婚のひとり親が婚姻を前提とする寡婦と同一の寡婦控除が算定されるようにするものであります。町民税の所得割の算定におけることでの、ひとり親に対する改善であります。

また、新温泉町保育料軽減実施要綱の一部改正であります。第2子、第3子以降の保育料の軽減額を1,000円引き上げるものであります。対象者は29年度で71名ありました。30年度では60名という説明でありました。詳細については委員会資料を御清覧ください。

協議事項につきましては、今定例会に提出されている議案第81号、一般会計補正予算（第5号）、また（第6号）の2件でありました。

一般会計補正予算（第5号）で、児童措置費の扶助費増の質問がありました。これにつきましては、当初3名が現在9名に増加していると、そういう内容での補正であると。また付随して、年明けにこども園の利用意向調査を行う、来年から3歳児以降無料化とか、無償化とか、またゼロから3歳までの経費負担が変わってきますので、それらを含めての利用意向調査を行いたい、そういうことであります。

次、生涯学習課であります。報告事項11件でありました。体育施設の利用でBGの艇庫の利用期間は。また、岩美町のなぎさ交流館のようにできないかということでありました。利用期間については、5月から10月の利用期間ですが、実質は9月上旬になっているということでもあります。また、加入教室なども取り組んでいきたいと。スタッフがちょっとふえたこともあって、そういうことも取り組んでいきたいということでありました。指定文化財になったら案内板を立てるのかということ。宇野雪村賞に鳥取の参加がないが、なぜか。北前船の案内板とあわせて、解説看板を設置するということがあります。また、書道会の流派があって、鳥取県には前衛書の流派がないことが応募のな

い原因だということでありました。北前船の取り組み成果を次につなげるため、来訪者の実績を集めるようなことをすべきだと。また、夢ホールに公共トイレを復活してほしい。これに対して、北前船関係の町主催事業についてはカウントができますが、民間はわからないとありました。集約できるようにしたいと。また、夢ホールの公共トイレについては検討したいということでもあります。夢ホール耐震診断の県の評価を受けないと答弁があったが、なぜ受けないのか。また、耐震計画、設計の点検が必要であるということに対して、学校施設には耐震化事業における評価が義務づけになっておると。同ホールについては義務づけではないということ。また、今回は中間報告でありますので、新年度予算段階で詳細を出すようにしてるとということでもあります。その他詳細については、委員会資料を御清覧ください。

協議事項につきましては、今定例会に提出されております議案第81号、一般会計補正予算（第5号）と93号、一般会計補正予算（第6号）、2件でありましたが、いずれも委員会として了承したものでございます。

次、税務課であります。報告事項は1件でありました。内容は、平成30年度町税等徴収実績についてであります。順調な収納状況と判断いたしました。申告相談の体制について質問がありました。限られた人員をフル活用してると。また、支所においては、支所職員を全員で応援での対応してると。期間が限定されますので、集中的に職員を配置してやりたいと、そんな答弁でありました。詳細については委員会資料を御清覧ください。協議事項は、今定例会に提出される補正予算（第5号）、（第6号）であります。いずれも委員会として了承いたしました。

次に企画課であります。報告事項は7件ありました。ケーブルテレビで放送大学の動画が見にくいという声がある。また、乗り合いタクシーが無理のようだが、どうするか。ゆめぐりエクスプレスの接続のその後はどうなっているか。これにつきましては、インターネットサービスを提供しておる責任上、現在の上位回線と100メガ契約をしておるやつを速度を上げるなり、そういう対策は考えていきたい。町民タクシーの拡充は検討するという事。ゆめぐりエクスプレスは継続して日交なりと交渉しているところであると。公共交通で大イベント、例えば牛まつりとか、そういうときはバスを通常運行すべきではないかと。平日ダイヤですね。また、乗り合いタクシーはもっと研究すべきであるし、場合によってはUDタクシー、黄色いやつがよく走ってますよね、ああいふタクシーの導入補助というようなことも考えるべきではないかと、そういう質問がありました。選挙のときは休日でも通常ダイヤで運行していることがあります。バスを1日動かすと40万必要だということでもあります。検討していきたい。また、町内のタクシーは全体で12台、民間のタクシー12台あるようであります。運転手も限界で、難しい状況があるという現実があるようであります。

町広報を1回にすると方向であるが区長便の回数はどうなるのか。また、ホームページの充実はいいことだが、簡単にできる、早期にできることはやるべきだ。特にフェ

イスブックとか、そういう部分の改善要望が出ておりました。それを指しておりますが、フェイスブックによりアクセス件数が変化したのかということ。風力発電のその後の動きはないかということ。それに対して、区長便は総務課の判断であり、これから調整されると思うということが出ておりました。ホームページのアクセス件数は変わらない。風力発電は町なり議会なり提出した意見書の対応を求めているところであると。現在の協力隊は男性が主だが、女性の応募はないのか。次年度の募集では女性1名の応募がある。性別、年齢制限は設けていないということでもあります。また、モニターツアーが行われておるといふ報告がありました。参加者での町の印象はどういうふうなことであったのかということ。

また、温泉スタンドの設置場所について。また、以前、温泉ミストの販売があった、参考にされたい。玉造温泉が温泉活用で化粧品に取り組んでいる、調査したかと。それに対して、モニターツアーの結果で、夢千代館がインスタグラムで印象的なスポットになり得ると。また、町の照明や湯煙の活用に提言があったようでもあります。温泉スタンドについては、薬師湯の前に小規模、ポリタンク方式で考えているということでありました。玉造温泉は調査していると。泉質も似ており、コンサルも活用しながら進めていきたい。

また、広報誌の発行やホームページの充実が資料として出ておりますが、ケーブルテレビも含めて、町内、町外は無論、総合的な情報発信を考えるべき。交通政策も多く要望があるが、利用者の視点で対策を講じるべき。温泉天国の推進はよいが、既存の商工観光課とのすみ分けを図り、仕事が円滑に進むようにすべき。また、全体数値目標を持って進めてほしいという、要望というか、意見がありました。また、その中で、以前のアンケートでは、広報誌のウエートが高いと承知してると。町内の情報提供の部分で広報誌のウエートが高いということではありますが、区長会などで意見聴取も行っていきたいと。情報提供のあり方は、トータルとして考えていきたいということでもあります。温泉活用も多くの事業を上げているが、総合計画の分野ごとに整理し、KPI、目的を持って進めていきたいということでもあります。風力発電に伴う説明会は、集落以外にも、温泉地域、浜坂地域での説明会を依頼しているところであると、そういうことでありました。町長が発言されました。一步ずつ見直しを図りながら進めていきたい。健康で長生きできる温泉天国、現在平均寿命が県下22位、この町ですが、1位を目指していきたい、観光入り込み客は5割アップを目指していきたい、このようなやりとりがあったところでもあります。詳細については、委員会資料を御清覧ください。

協議事項については、議案第79号、新温泉町過疎地域自立促進計画の変更について、また、議案第81号、補正予算(第6号)の3件でありました。主な質問では、過疎計画の変更において、今回の変更の事業費は幾らかと。既に予算化されている事業があるが、見直しの時期は今でよいのかに対して、事業費は予算ベースで1億1,600万円というふうになるようでもあります。本年4月から、軽微な変更であれば、議会の議決後に

書類送付で可能になったということでもあります。いずれも委員会として了承いたしました。

次、総務課であります。報告事項は3件ありました。新温泉町財政計画についての部分ですが、主な意見で、財政計画で人口が減った影響はどこに出ているのか、会計任用職員の制度化に伴う経費は反映されているのか、厳しい状況での工夫はどこにということでありました。端的に人口減少で地方交付税が落ちている、会計年度任用職員は労働基準法における格差解消に端を発したもので、臨時職員や嘱託職員の処遇改善、任用の明確化で制度化されたものであります。平成32年度から制度実施となり、当然計画に反映していると、そういうふうな内容です。また、職員の懲戒処分についてがありました。職員の飲酒事故に伴う処分であります。詳細については委員会資料を御清覧ください。

協議事項につきましては、今定例会に提出されます議案第76号、77号、81号及び人事院勧告に伴う追加議案90号、91号、92号、93号の合計7件でありました。

議案第76号、新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定については、職員の飲酒事故に伴う監督責任でありました。町長、副町長の1月の給与を1割減額するものであります。

また、議案第77号、新温泉町行政組織条例の一部改正については、温泉天国施策の実施に伴い、課の名称及び所掌事務を改正するものであります。この議案については多くの議論があったところであります。冒頭に町長が、9月では2課の新設を申し上げましたが、少ない人員で困難であると。企画課と町民課に室を設けることで、課全体の職員の結集で目的が推進できると思い、推進方法を変えたということ。事前に意見を求めることができなかつたことをおわび申し上げますという冒頭のお話でありました。

主な質疑では、9月に2課新設の提案が室にトーンダウンしていると。議運でも当局の意見がばらばらで煮詰まっていない、事務分掌を含め、変更の経過はということの質問がありました。課の設置は直前まで議論し、現在のプランになっておると。町民のため、行政推進のためにも効果がある。湯財産区の理解をいただくためにも移管したということ。経過で、課から室への変更は、法制審査会を11月19日、22日、最終確認を11月27、議運が11月29日という流れの中で、現在のプランになったということでもあります。

また、湯財産区には事前に伝えたのか、その反応はという質問でしたが、不十分かもしれないが、担当が内容を伝えた、反応は承知してない。また、町民センター、総合支所は誰が管理するのか、不明瞭であるという質問では、支所長が管理する、運用部分を教育委員会に補助執行を移譲する。組織を変えても職員が仕事をする、職員の意識改革が重要であると。現行の中で目的達成はできなかつたのかということの質問に対して、室長、管理職ですが、置くことで対外的な取り組みが推進できる、権限と責任を与えることで意識も変わる、体制強化も図れるという答弁でありました。今回の内容は支所の捉え方に問題がある。支所の権限が本庁に移管、出張所でもよいとの意見もあったと。

支所の権限低下を町民が求めているのか。区長会からは毎年支所充実の要望が出ておる。正面から支所のあり方を議論されておればよいが、準備ができていない。財産区や区長会など、事前の調整や内部協議が調っていないことが見受けられるということで、町全体のレベルアップが必要という現実がある。狭い組織論を脱皮し、活性化すべき。これは充実のために行うものである、そういう答弁でありました。

改革に向けての努力は評価する、今の議論を聞くと、議会との協議や関係する組織や団体との協議が不足している感じがする、熟度が足りない、こんな提案では議論にならない、一考して再提案されることもあるのでは、柔軟な対応を求めたいという意見もあったところであります。

長い時間の議論の結果、採決の結果ですが、可否同数となりました。委員長は否といたしました。その他、議案第77号を除く6議案については、異議なく了承したところであります。

次に議会事務局であります。報告事項はありません。協議事項については、今回の補正予算2件でありました。いずれも委員会として了承いたしました。

閉会中の継続審査につきましては、議長に申し出ることといたしました。

長くなりましたが、総務教育常任委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） 総務教育常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いいたします。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 77号の組織の見直し、行政条例の一部改正について、議論はあった内容は若干ありましたが、具体的に湯財産区をどうせいと言っとるわけですか、議論の中では。以前は総務課の管財係に所属をしてました。そのうちに支所に属するという形になったんですけども、具体的に問題ありと、今回の改革で。その方は何と言っておられるんですか。どうしたら、納得いくと。それから、もう一つ、支所のあり方に問題が、議論になったようでありますけども、具体的にこれも支所をどうすればいいとか、そういう議論があったんですか。そこら辺、ちょっと教えてください。

○議長（中井 勝君） 中村委員長。

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） 2件の質問をいただいたところであります。

1点目の、湯財産区をどうしたいという意見があったかということではありますが、具体的にどこに張りつけとか、そんな意見はありませんでした。ただ、これだけ重要な湯財産区っていうのを、前の岡本町政のときに、従来、湯区の中で財産区が運営されてたと。それを財産区の業務は行政がするという大原則の中で、法律の、町に移管してきた部分があります。それだけ重要なとり方ですけど、僕はとっても重要な内容だと思っておりますので。だから、異議の中も、どうせいこうせいっていうまでに、どうしたいんだらどうせいよと。要は議論が不足してる、当事者たちはどう考えてるかっていうこともちゃんと調査すべきだと。当日は湯財産区の方4名ほど傍聴に来ておられました。だ

から、要は合意というか、意思疎通がちゃんとできてるかどうかということを疑問視したところであります。

もう1点は……（「支所のあり方」と呼ぶ者あり）支所の権限であります。一つ一つとりたてて議論はしておりません。ただ、今回の条例に、隠れてるって言ったら変ですけど、いろんな規定、規則を見る中で、元来支所が持ってきた仕事が、本庁の組織に移管になってる。ただし、仕事は支所です。ちょっと変則的な持ち方なんですけど、それも、これだけ毎年ずっと区長会から支所の充実を求める要望がずっと出ておって、そういう中で支所の権限なりを切り崩していくというように見える、この内容は。だから、そういう部分では、さっきの財産区ではないんですが、ちゃんとそういう部分の合意づくりもすべきじゃないかと、そういうところではないかということと、やっぱり手をつけるんだったら、ちゃんと支所をどうするかということの議論も持ってして判断すべきということだったように思います。だから、こうせい、こうせいじゃなくて、そうしたいんだったら、その辺の手続をちゃんと踏んだほうがええだ。そのほうがみんながようわかる、特に町民がね。だから、そういうことが議論の中心だったように思います。以上。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） これ否決をされた、撤回をするということになったんですけどね、具体的にどうせいっていう、はっきりは議員の側からもなくて、当局にお任せだと。当局で団体やら財産区なり、それから区長会と話をして、その内容を参考にしながらやれという話なんですか、結局は。これも何か議会の議論としては、組織っていうのはやっぱり委員長も経験してるとおり、職員がやりやすい、どうすればできるかっていうことが基本だと私思ってます。だから、議員の側かって、そういう問題についてきちっと提案なりそれなりをするべきだと、それをなくしてまともな議論にはならないのではないかな思うんですけど、その点は委員長としてどう思われますか。

○議長（中井 勝君） 協議事項についての質疑であります。意見を求めないでください。

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） 組織論を言われましたけど、やっぱり物事を変えるときには、その辺の合意形成をすべきだと。それがたまたま今回、該当する団体なり、そういうことの意向を酌んだことを、これが理想的な組織だから、ここについてこいというようなことじゃなくて、そこに至るまでの手続を言った、何でもない。（発言する者あり）ですから、こうせい、ああせいっていうことに至るまでに、手続なりが欠けとる違うか。内部の合意自体も、不透明なところもある。そういうところが否となった原因と私は思います。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようであります。御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会が12月12日に開かれております。

委員長から報告をお願いいたします。

岩本委員長。

○産業建設常任委員会委員長（岩本 修作君） それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

12月12日に牧場公園課、農林水産課、建設課、商工観光課、4課の所管事務調査を行いました。

まず、牧場公園課です。報告事項は7件ありました。最初に、11月から地域おこし協力隊として奥澤佑太さん、24歳が、七釜出身なんです。大学卒業後、淡路島のほうの企業に就職をいたしまして、このたび地域おこし協力隊として11月に採用されました。将来は但馬牛40頭規模の繁殖農家になりたいということで、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

それでは、来園者の状況でございます。来園者の数が9月で500万人を突破したということでございました。カウントは車の数でカウントをしているということでございます。特に夏の時期の来園者の数、前年度に比べて減っていると、何かイベント等を考えてみてはということで、8月15日に虫の昆虫採集や、牛の勉強といったイベント等を行いました。なかなか数も少ない、今後いろいろなイベントを考えていきたいということでございます。

また、視察、研修の受け入れ状況なんです。韓国から視察に来られているが、どういったルートで来られたかということで、全国和牛登録協会の職員で、全農兵庫県本部からの依頼で来られたということでございます。

次に、新温泉町但馬牛管理技術習得支援プログラム授業実施要綱の一部改正についてでございます。改正案といたしまして、生産牛の譲与の条件等ということで、生産牛が雄であった場合、ついでに対応で研修プログラムが開始から17カ月以内に生産されたものは、美方郡家畜商組合長のあっせんにより、該当する雄子牛を新温泉町内で生産された同程度の月齢と発育を呈する雌子牛を交換し、隊員の任期終了後に譲与すると、または研修プログラム開始から17カ月を超して生産されたものは、任期終了後に隊員に譲与するといった改正案を出されました。

次に、協議事項でございます。今定例会に提出される一般会計補正予算（第5号）、または追加議案の（第6号）の2件です。いずれも委員会として了承いたしました。

次に、農林水産課です。報告事項は8件ありました。最初に兵庫県畜産共進会第100回記念大会の結果についてでございます。出品頭数が合計107頭のうち、新温泉町からは8頭出品いたしました。中でも村尾和広さんが最優秀賞1席という成績でございました。

次に、イノシシ、鹿の捕獲状況でございます。イノシシは11月現在で344頭を捕獲し、そのうち浜坂地域では166頭、温泉地域では178頭を捕獲をしたと。鹿は全体で349頭捕獲し、浜坂地域では112頭、温泉地域では237頭を捕獲したという

ことでありました。

次に、有害鳥獣処理施設整備事業でございます。11月下旬に地区の方に地元説明をいたしまして、11月26日に塩山地区の方から賛同を得たということでございました。また、同時期に隣接している地区の区長さんにも説明をしたということでございます。質疑ありました。処理施設の指定管理はどこがするのか、またどのような運営方法をするのかという質疑に対して、指定管理についてはcambioさんと相談をして決めていきたいということでございます。運営方法については、現在cambioさんが24時間の受け入れをしているということなので、今後処理施設に対してでも、どのような運営をするのか、検討をしていくといったことです。また、受け入れについてですが、ほかの自治体の受け入れをしてはという質疑に対して、現段階ではまだ考えていないと。まず最初に町内での実績をつくっていきたいという答弁でございました。委員会資料に、施設のイメージ図、多可町の処理施設なんですが、添付していますので、内容につきましても委員会資料を御清覧ください。

次に、第1回兵庫県但馬地域プロジェクト協議会についてでございます。これは漁業構造改革総合対策事業ということで、地域の漁業者や流通、加工業者、造船業者及び地方公共団体が一体となって、収益性を向上するための改革計画を作成し、その改革計画に基づく実施を行う取り組みをする支援ということでございます。兵庫県但馬地域における実証事業いたしまして、遠洋、沖合域で操業する漁業において、居住性、安全性及び作業性にすぐれた漁船を共通仕様等により計画的・効率的に導入する実証の取り組みでございます。そういった内容でございます。まだ1回目ということなので、これから事業につきましての具体化をしていきたいということでございました。詳しい内容につきましては、委員会資料を御清覧ください。

次に、協議事項でございます。議案第74号、美方郡広域事務組合理約の変更について、議案第75号、美方郡広域事務組合の財産の無償譲渡について、いずれも委員会として了承をいたしました。次に、一般会計補正予算（第5号）、追加議案の（第6号）です。これも委員会として了承いたしました。続いて、追加予定議案といたしまして、肉用牛生産施設建築工事請負変更契約の締結についてです。変更内容といたしまして、トイレ棟の追加と舗装範囲の追加であります。約1,448万1,720円の増額でございます。比率といたしまして、トイレに330万、残りが舗装に係る費用であるということでございます。追加の理由といたしまして、利便性を高めることと、また除雪作業をしやすくするためということでございました。これも委員会として了承いたしました。

次に、建設課でございます。報告事項は6件ありました。町道除雪計画についてでございます。前年度に、除雪に来る時間が遅いという苦情があったため、今回、苦情があった地域に早く回れるように、除雪業者の配置を見直したということでございます。消雪の点検、水量は確保できているのかという質疑に対して、点検は終わっていると。ポンプの高さ、水量の調節もしたと。あと水取口の撤去の回数を今後ふやしていくという

答弁でございました。また、バスターミナルからリフレッシュ館の間の消雪は水が出るのかという質疑に対して、現在は水が出ているという答弁で、次に消雪の新設の要望はという質疑に対して、水の量の確保が難しく、新設は考えていないという答弁でございました。

次に、危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱についてでございます。補助対象となるのは新温泉町に設置されたものや、また個人住宅、また認定こども園や社会福祉施設に附属するものは対象で、補助金額は、補助率が3分の2で、限度額は住宅で20万、幼稚園等で90万、福祉施設で160万でございます。負担割合についても、国は2分の1、県が4分の1、新温泉町も4分の1でございます。実施期間は31年の1月から32年の3月まででございます。

次に、都市計画道路浜坂駅港湾線整備事業についてです。JR浜坂駅から浜坂漁港を結ぶ幹線道路で、産業施設や観光施設にアクセスする道路であり、浜坂北小学校を初めとする児童、学生、通学路として安全な歩行空間が求められる道ということでございます。若干質疑がありました。浜坂北小学校の敷地はどのくらい減るのかという質疑に対して、現段階ではわからないが、道路は15メートル道路を計画しているという答弁でございました。次に、歩道橋の形はどうなるのかといった質疑に対し、現在検討中であるという答弁でございます。歩道の幅はという質疑に対して、4メートルで現在計画はしているが、最終的にはもっと検討していくという答弁でございました。

次に、協議事項でございます。今定例会に提出される議案第81号、85号、86号、93号、96号、97号の6件でございます。

最初に、議案第81号、新温泉町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。委員会として了承をいたしました。

次に、議案第85号、新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）、議案第86号、新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）も、いずれも委員会として了承をいたしました。

次に、追加議案の議案第93号、新温泉町一般会計補正予算（第6号）についても、委員会として了承をいたしました。

次に、追加議案の議案第96号、新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第4号）、議案第97号、新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第4号）も、いずれも委員会として了承いたしました。

次に、商工観光課でございます。報告事項は6件ありました。各観光施設等利用状況についてでございます。

道の駅の業績実績についてで、開業1年間の総括ということで、来場者数、売上高ともに目標を上回る実績でございました。しかし、2年目に向けての対策等ですが、営業不振部門の対策で、全体で見たら目標を上回っているんですが、個別ではまだ達成できていない部分があるということで、今後は個別業務での対応を検討していくということ

でございました。

次に、リフレッシュ館、健康風呂修繕についてでございます。健康風呂天井修繕工事の方向性で、平成31年度工事として風呂全体の修繕を行うということで、また天井やその他の部分の修繕を同時に行うことによって、工事による休業期間の短縮を図るということでございます。予定工期といたしまして、2019年の6月から12月で、休館期間ということで、2019年の9月から11月ということでございます。

次に、地域活性化施設、旧温泉高校の活用方法についてでございます。平成30年度末に県からの買収するということにより、指定用途の条件期間が終了し、今後売却も可能になるということでございます。現在3件の相談があるが、まだ具体的な契約までには至っていないということでございます。現在、不動産鑑定士が鑑定を行っていきまして、平成30年内には鑑定結果を受ける予定であると。今後、町としても年度内には方向性を決めていきたいということでございました。詳しい内容につきましては、委員会資料を御清覧ください。

次に、協議事項でございます。今定例会に提出される議案第81号、新温泉町一般会計補正予算（第5号）、追加議案の新温泉町一般会計補正予算（第6号）の2件でございました。いずれも委員会として了承いたしました。

閉会中の継続調査についてですが、議長に申し入れすることといたします。

以上で産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について、質疑があればお願いいたします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） 質疑ないようです。

これをもって質疑を終わります。岩本委員長、御苦労さまでした。

次に、環境福祉常任委員会が12月11日に開かれておりますので、委員長並びに副委員長から報告をお願いします。

最初に谷口委員長、お願いします。

○環境福祉常任委員会委員長（谷口 功君） 失礼します。環境福祉常任委員会の報告をいたします。

町民課、健康福祉課、上下水道課、公立浜坂病院、その他であります。私からは、町民課と健康福祉課について報告をさせていただきます。残りは浜田副委員長から報告をさせていただきます。

最初に、平成30年12月1日現在の人口統計、町民課の所管事務調査からであります。報告事項の1番から7番まで、特に議論が深まった部分のみ報告をさせていただきます。

資料3の、廃棄物施設の取り組み状況についての報告の中で、新温泉町一般会計廃棄

物処理基本計画の改定について、来年、2019年10月をめどに作業に入ることが報告をされております。また、(6)の、新温泉町防災行政無線戸別受信機等貸与事業実施要綱について報告をされております。これは浜坂地域の屋外放送設備のない地域、久斗山地区、本谷、中小屋、境地区、大味、出合の計9区を対象とした戸別受信機貸与の要綱がこれまで制定されていなかったものを整備したものであります。(7)の、毎月1日のサイレン吹鳴についてであります。これまで多く議論をなされてまいりましたが、来年2月1日よりデジタルサイレンによるテスト放送を実施する準備をしていることが報告をされております。

次に、町民課の協議事項であります。平成30年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）、同（第6号）については、異論なく了承をいたしました。

次に、健康福祉課の所管事務調査であります。

報告事項1の、平成30年度国民健康保険事業医療給付費の状況についてから、12の平成30年度公立豊岡病院ドクターカー出動状況について、いずれも主には実績報告でありますので資料をごらんいただきたいわけですが、(4)の新温泉町高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱の一部改正についてであります。兵庫県の福祉医療費助成事業の要綱が改正されたことに伴い改正するものであります。先ほど総務委員長の報告ありましたように、未婚のひとり親を対象とする寡婦の適用対象を広げること、また地方税法の改正で、控除対象配偶者の名称が同一生計配偶者と変更されるため、高齢重度障害者医療受給者証を交付申請書の該当欄を修正するものであります。なお、本年9月1日から遡及適用するものであります。

次に、協議事項であります。議案第78号、新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正について、兵庫県の福祉医療費助成事業実施要綱が改正されたために改正するものであります。異論なく、委員会として了承いたしております。内容は先ほどの寡婦の対象を広げるという内容のものであります。

(2)の議案第81号、平成30年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）、議案第82号、平成30年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第83号、平成30年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第84号、平成30年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第93号、平成30年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）について、議案第94号、平成30年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）については、いずれも異論なく、委員会として了承いたしております。

以下、浜田副委員長に報告をしていただきます。私のほうは以上です。

○議長（中井 勝君） ちょっとお待ちください。報告のうち、協議事項について、質疑があればお願いをいたします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） これをもって谷口委員長の答弁の分は終わります。報告を終わ

ります。

続いて、副委員長から報告をお願いします。

○環境福祉常任委員会副委員長（浜田 直子君） 失礼します。引き続き、環境福祉常任委員会の報告をいたします。

上下水道課、公立浜坂病院、2課の所管事務調査を報告させていただきます。

上下水道課でございます。報告事項は3件ありました。接続状況、接続に向けた戸別訪問状況、漏水等事故、工事等の説明を受けました。詳細につきましては委員会資料を御清覧ください。

協議事項は、今定例会に提出される議案第87号、浜坂温泉配湯事業特別会計補正予算（第2号）、議案第88号、水道事業会計補正予算（第3号）、議案第98号、浜坂温泉配当事業特別会計補正予算（第3号）、追加議案、議案第99号、水道事業会計補正予算（第4号）、追加議案、議案第100号、水道事業会計補正予算（第2号）、追加議案の5件でした。いずれも委員会として承認いたしました。

次に、公立浜坂病院です。報告事項は8件ありました。詳細につきましては、委員会資料を御清覧ください。中でも浜坂病院利用状況等、良好に推移し、前年同期比では、外来は3月で麻酔科が廃止になり、一時減少もありましたが、10月より増加傾向にあります。入院数は今年度当初より増加しており、前年度1日平均で比べますと28.7%増となっています。当委員会当日の入院者数は36名で、平均年齢80.4歳でした。病院事業収益も、10月末、約5億6,300円で、前年同期比8,400万円増となり、良好にふえています。病院事業費用は4億1,600万円で、1億6,600万円減により、差し引き収支は1億100万3,695円増と報告を受けました。

介護老人保健施設ささゆりは、前年とほぼ同程度の利用者数ですが、職員数と見合わせながらの受け入れとなっています。浜坂居宅介護支援事業所の利用件数も少しふえています。職員が3名から2名になっています。1人で対応できるのは月に1人40件までとなっており、現在2名ですので80件までになります。浜坂病院、ささゆり、浜坂居宅介護支援事業所、いずれも職員の採用が問題となっていて、職員増に向けた地道な努力を続けておられます。ぜひとも御紹介をお願いしますということでした。

報告事項2の資金不足の現状については、病院事業会計は資金不足なしでした。

新温泉町浜坂病院事業のあり方検討委員会については、今まで開催された3回の委員会の内容等の説明と、その課題に向けた解決策と、今後の診療機能の方向性として、4つの提案と委員からの2つの提案、合わせて6個の提案が出されているそうです。その6案をもとに、次回1月26日に検討委員会としてまとめ上げ、その報告書を31年2月13日に町長へ提出予定とありました。

報告事項7の公立浜坂病院臨時的任用職員取扱要綱案につきましては、これから法制審議会を通した上での案となります。浜坂病院の今後の住民への安心と信頼のますますの向上に取り組むためにも、職員の対応に向けた地道な努力と、病院事業全般の知識を、

議員も含め共有できるように教えていただけるよう要請いたしました。

協議事項は、今定例会に提出される議案第80号、損害賠償の額の決定について、議案第89号、公立浜坂病院事業会計補正予算（第3号）、議案第101号、追加議案、公立浜坂病院事業会計補正予算（第4号）の3件でした。いずれも委員会として承認いたしました。閉会中の継続審査を議長に申し出ることとしました。

以上で環境福祉常任委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） 協議事項について、質疑があればお願いします。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。これをもって質疑を終わります。浜田副委員長、御苦労さまでした。

次に、議会運営委員会が本日12月17日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

中井委員長。

○議会運営委員会委員長（中井 次郎君） それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

本日、議会運営委員会を8時30分より開催いたしました。協議事項は2件であります。既に議長からも挨拶にありましたように、まず町長から議長に提出のあった議案の撤回についてであります。議案第77号、新温泉町行政組織条例の一部改正についての撤回について、議長から議会運営委員会に諮問がありまして、当委員会で協議をいたしました。

本件は、会議に上程されてない案件で、会議規則の規定からも議会の許可手続を必要とせず、議長の許可によるものであります。協議の結果、本件の撤回の申し出については、拒否すべき理由がないため、会議規則第20条第1項ただし書きの規定により、議長が許可手続を行うべきものであると、ことになりました。

次に、閉会中の継続調査の申し出についてであります。これについても異議なく議長に申し出をすることに決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（中井 勝君） 中井委員長、ありがとうございました。

次に、議会広報調査特別委員会が12月7日に開かれております。委員長から報告をお願いいたします。

平澤委員長。

○議会広報調査特別委員会委員長（平澤 剛太君） 議会広報調査特別委員会について御報告いたします。

12月7日、本会議の閉会後に委員会を開催し、1月24日木曜日に発行予定の議会だより第53号の編集方針について協議いたしました。今回は24ページ立てで予定しています。原稿依頼は、可能なら会期中、もしくは議事録データの都合上、今週末になる可能性もありますが、締め切りにつきましては、年明け1月4日金曜日といたします

ので、よろしくお願いいたします。一般質問の記事については、既にお配りしている原稿データを御活用ください。各ページに写真を1点掲載いたしますので、写真データをお持ちの方は原稿と一緒に提出をお願いいたします。写真データのない方につきましては、委員会にて準備いたしますので、原稿に希望する内容、テーマを記載してください。その際、写真のコメントにつきましては、記事内容を補完する意味もありますので、必ず添えていただきたいと思います。以上、報告といたします。

○議長（中井 勝君） 平澤委員長、ありがとうございました。

これで委員会報告を終わります。

以上で諸報告を終わります。

日程第2 議案第74号 から 日程第3 議案第75号

○議長（中井 勝君） 日程第2、議案第74号、美方郡広域事務組合規則の変更について、日程第3、議案第75号、美方郡広域事務組合の財産の無償譲渡についてを一括議題といたします。上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第74号、美方郡広域事務組合規約の変更について及び議案第75号、美方郡広域事務組合の財産の無償譲渡につきましては、議案第74号は、美方郡農村総合研修センターの設置及び管理に関する事務を共同処理する事務から削除するための規約の変更であり、議案第75号は、美方郡広域事務組合の財産である美方郡農村総合研修センターを無償で譲渡するためのものであり、それぞれ地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、農林水産課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 議案第75号と関連がございますので、74号、75号、一括説明をさせていただきます。

初めに、議案第74号、美方郡広域事務組合規約の変更についてでございます。説明の都合上、審議資料の1ページをお願いいたします。たじま農協から譲渡の依頼を受けまして、第3条に記載をしております当町と香美町が共同処理する事務のうち、第2号、美方郡農村総合研修センターの設置及び管理に関する事務を削除するものでございます。これに伴いまして、第3条3号から6号までが1ずつ繰り上がりまして、第10条、第1項において、これも関連する第2号を削除いたしまして、第3号から7号が1ずつ繰り上がるとともに、条文の対象する条項を改めるものでございます。2ページの第10条第2項についても、同じ内容でございます。

議案にお戻りをいただきたいと思います。議案第74号の附則でございます。この規約は平成31年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第75号、美方郡広域事務組合の財産の無償譲渡について御説明をさせて

いただきます。説明の都合上、審議資料の3ページをお開きください。美方郡農村総合研修センターの施設概要につきましては、1に記載をしております。また、4ページは配置図というふうになっております。詳細な説明は省略をさせていただきますけれども、施設内訳にありますとおり、広域多目的研修施設と附帯設備から成っております。

2に施設の経過を記載しております。昭和58年度に旧美方郡、4農協が用地を取得をいたしまして、昭和59年度に各町の負担軽減を図るべく、過疎債の適用を受けるために、事業主体を美方郡畜連から美方郡広域事務組合へ変更をいたしております。完成後の管理につきましては、美方郡畜連が行いまして、過疎債の償還後は無償譲渡する旨を、当時、旧美方郡町長組合長合同会議及び美方郡畜連理事会で決定をいたしまして、工事に着工をいたしております。平成21年度からたじま農協におきまして指定管理が行われ、現在に至っております。本年度において、たじま農協より譲渡の依頼がありまして、平成17年度に償還が終了していること、また平成20年度の財産処分要件の緩和によりまして、補助金適正化法上の問題もないということから、当初の決定に基づきまして、無償譲渡をするものでございます。

なお、町、それから郡が実施をしております子牛共進会等を含め、譲渡後の農業関係の利用につきましては従来どおりとするという旨を確認をいたしております。また、本件につきましては、10月に美方郡広域事務組合議会の全員協議会において報告をされている内容でございます。当町と香美町の12月議会に上程をして、来年2月に予定をしております広域議会への上程をされるという予定になっております。

議案にお戻りをいただきたいと思っております。第75号の議案の別表をごらんをいただきたいと思っております。第1項の無償譲渡する財産につきましては、種類、建物及び附帯施設、名称、美方郡農村総合研修センター、所在地、兵庫県美方郡新温泉町歌長字浜ノ田88番地、施設内訳、広域多目的研修施設、1棟、鉄筋コンクリート2階建て、1階、334.42平米、2階、208.94平米、計543.36平米、牛ケイ舎A棟、木造平家建て、406平米、牛ケイ舎B棟、木造平家建て、249.20平米、屋外便所、木造平家建て、24平米、堆肥舎、木造平家建て、20平米、審査場、359.13平米でございます。第2項の無償譲渡の相手方につきましては、名称、たじま農業協同組合、代表者、代表理事組合長、尾崎市朗、所在地、兵庫県豊岡市九日市上町550番地の1でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑は一括でお願いします。ありませんか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 無償譲渡そのものについては、特に異議というか、問題ないかなと思うんですけれども、所有権が移るということは、全ての処分権も移るということになります。その中で、農業協同組合といえども、法的には民間と同等ということになるかなと私は認識しています。その中でいろんな経営等、またいろんな利益処

分というようなことを含めて、ここは例えば単純に売却されるということがあると、こちらの地域としての期待を裏切ることにつながるのではないかなと私は考えます。そのときに、例えば所有権を移すけれども、処分する場合には、また両町の承認なりが要るというような形の縛りが必要ではないかなと考えるんですけれども、ただいまの御説明にはそういったものは一切なかったように思っておりますけれども、本町なり、また香美町なり、そのあたりについてどんな御認識、または意向を持っておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 現状で当面はそういうことがないというふうには理解をしておるんですけれども、今の御意見につきましては、また広域には伝えたいと考えております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 意見をつなぐということではあるんですけれども、今回、承認するかしないかという話だけになってしまうと思うんですけれども、そこについては町としての考え方というものは一定のものを持った上で、単に一つの意見としてではなくて、やはり今後とも本町なり香美町なりの農業振興のために使われていくということを前提に、この財産についての処分、譲渡について執行していただきたいと思しますので、このあたりについては町長の御意向もお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 現在、但馬牛、日本農業遺産として、また世界農業遺産として登録に向けて活動をいたしております。それから、但馬牛の日本国内における現状を見てみますと、非常に日本一高い、そういう子牛の値段という状況もありますし、国内の和牛の99.9%はこの但馬牛、特に美方郡の血統から産まれていると、そういう現状があります。そういった現状を踏まえた上で、この施設については将来にわたってもきちりと維持をしていく予定になっております。

○議長（中井 勝君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 同じような角度からの議論なんですけど、私もこの最初のスタートが、郡地区連を運営していく上で必要だということで始まっているわけですね。これが農協の広域合併によって一本化されていくということになりますと、財産の処分ということにかかわるわけでありますので、運営上、現状のまま維持されるという確約はないわけであると思うんです。ですので、やはり現状を維持していくというような協定書なりを結んで、美方郡の畜産振興にずっと続けていけるような施設の維持や管理のあり方を農協との間で、JAとの間できちんと文書にして約束をしていく必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょう。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） ごもったもな御意見だと思っております。この但馬牛の畜産振

興という観点からおいても、やはり新温泉町、それから香美町、村岡、美方地区も含めて、やはりこういった施設の維持管理は徹底するようにJ Aとも今後相談しながら、そういう契約書つくる方向でやっていきたいと思います。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） それでは、ないようであります。これで質疑を終わります。

議事の都合により、討論、採決は議案ごとに行います。

まず、議案第74号、美方郡広域事務組合理約の変更についてをお諮りいたします。

討論を省略して、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号、美方郡広域事務組合の財産の無償譲渡について。

お諮りいたします。討論を省略して、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。30分から。

午前10時17分休憩

午前10時30分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

日程第4 議案第76号

○議長（中井 勝君） 日程第4、議案第76号、新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、職員の不祥事に対し、管理者としてみずからを律するため、条例の制定を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） それでは、議案第76号、新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定につきまして、御説明を申し上げます。

提案理由にあります職員の不祥事につきましては、今議会の総務教育常任委員会資料として提出いたしておりますが、概要につきましては、平成30年11月6日午前2時20分ごろ、鳥取県鳥取市内の県道におきまして、本町職員である係長が酒気を帯びた状態で自家用車を運転して物損事故を起こしたものでございます。その後、その事件事故発生から2週間後になりますが、11月20日に職員分限・懲戒審査委員会を開催しております。

審査の結果、平成30年11月26日付で次の処分を決定いたしております。当該職員につきましては停職8カ月、それから上記職員所属課長及び安全運転管理者が訓告ということでございます。これらの処分の根拠につきましては、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号でございます。

この不祥事によりまして、町民の皆様の信頼を裏切り、町職員に対する信用を傷つけるなど、御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げるものでございます。今後、交通法規遵守の徹底と、綱紀粛正に努めてまいりたいと思っております。

条例本文でございますが、町長及び副町長に係る給料月額を平成31年1月から1カ月に限り、町長を66万2,400円、副町長を52万9,900円とするとしておりまして、それぞれ給料の10分の1の減額を1カ月という内容でございます。したがって、附則として、この条例は平成31年1月1日から施行し、同年1月31日限り、その効力を失うといたしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） 今の報告といたしますか、提案の中で、町長、副町長という部分は明記されております。わかりましたけど、あわせて所属長と運転管理者が訓告という処分をされたということでありました。訓告の中身っていいですか、以前でしたら、例えば3カ月給与の昇給が延伸ということがありましたけども、現在の法令ではその訓告の中身はどうなっておられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） 以前のというのは少しわかりませんが、合併後、いろんなこういった処分の関係で、事例を見ましても、このたびもそうですけども、上司であり安全運転管理者であるということで、訓告ということで口頭注意ということでございます。（発言する者あり）そうです。所属職員の管理監督という意味で、日ごろから交通

安全の法規を遵守するよいうにということはずっと言ってきておったということでありませんが、今回このような事態になったということでございます。職員の上司として、その管理が十分でなかったということで、今後はそういうことのないように、一層管理監督に努めるということで、そういった処分にさせていただいたということでございます。

○議長（中井 勝君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） 訓告というのは地公法上の懲戒処分に当たると思うんですけど、そうではないんでしょうか。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） 懲戒処分、処分には当たらないと思っております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 昨年11月でしたか、死亡事故と、そして、このたびの飲酒事故という2件が同一年内に発生したというふうに思うんですが、このバランス、どういうふうに考えたらいいんでしょう。死亡事故の場合の20日でしたか、停職20日でしたか、それからこのたびの停職8カ月ということについてどういうふうに理解したらいいのか、御説明をいただきたいと思います。

それから、町長は、昨年12月議会で一般会計から浜坂病院へ多額の繰り出しをした、そのことを議員現職時に見過ごしたので、みずからを律するという形で3割の報酬カットという議案を提案されておりました、議会は否決をしたわけですが。それとの兼ね合いで、どのように町長はこのたびの処分を、1カ月に限り1割カットという提案を町長みずからどのようにお考えでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 病院における昨年の提案は、過去そういった、一般会計から病院会計に補填するというのに議員として賛成してきたと、それが一方で、ただ単にお金の補填という点で賛成してきたわけですけど、現実的に自分自身が病院のそういった改善策に身を、体も知恵も含めて実際に活動してこなかった、そういった責任を明確にする中で、病院問題のあり方について、皆さんに町民全体で考えてほしいと、そういう視点でまず提案をしております。今回との兼ね合いというのは、今回は職員の事故が原因でこういう提案をさせていただいておりますので、関連というのは特にないと思っております。

○議長（中井 勝君） あと、仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） 御指摘のありました、ちょうど1年ぐらい前になります職員の死亡事故、処分としては停職20日程度ということなんですけども、そのときの審査の基準といたしましては、本町においてそういった事例がなかったということもあり、県内のほかの類似の事例を参考とさせていただいたということでもあります。

このたびにおきましても、当然、町の基準であったり、それで、このたびは全国の事

例も調べさせていただきました。その中で、兵庫県の処分に対するそういった基準、そういうものもございますので、それらも参考にさせていただいて、決定させていただいたということもございますが、あくまでも今回の場合は故意であり、その対応の程度が責任が重いということで、そういった処分の事例も踏まえながら、少し厳罰化というような視点でもって決定させていただいたということもございます。通常でしたら、そういった他の事例を見ますと停職期間6カ月というのが調べた中では一番多かったんですけども、このたびの場合をいろいろと事情を調べまして、また、該当職員が監督的な立場にあるということもあり、その基準に2カ月プラスということで処分を決定いたしましたことでございます。

○議長（中井 勝君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 町長、関連性を聞きたいんじゃないんです。要するに、今、総務課長は、昨年の死亡事故よりも飲酒というのは本人の意図的なものであって、だからこそ厳罰化したんだというふうに説明されたわけですね。町長は、一般会計からの繰り出しを不可というふうに町長になってから認識をして、それでみずからを律するために3割報酬をカットするということを言われた。そして、今回は、みずからの管理責任を問うてるわけでしょう。みずからの管理責任が問われていることを1カ月、1割カットという処分にしたと、みずから提案されているわけですよ。それは、やっぱり一つの処分をしたら、それから見てどうなのかというふうに普通は誰も考えますよ。ですから、いわゆる処分の関連性というのはそういうことであって、事件が関連しているということを言いたいわけではないんです。その場合に、どういうふうに考えられて1割、1カ月というふうにされたのかをお尋ねしたいということでもあります。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 従前の慣例的なものも加味しながら考えさせていただいた結果であります。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 今回の飲酒運転の事故に関しては、町民からは極めて厳しい意見が出てます。8カ月なんぞで済むもんかいという声が出ておるわけです、これまでにずっといろんな事故が起こっておりますので。そういう中で、御本人さんが何を考えてこういう、一つは飲酒運転、それから事故、そういう過程になったのか、そういったところには分限処分委員会なりそれなりがあるわけですけども、直接本人のそこら辺のこの意思を聞かれたんでしょうか。これ、常に何か厳しい態度で臨むとか極めてこれから規則を厳守するとかいう話はいつも出るわけですけども、具体的になぜこういう夜中の2時ぐらいに、それも月曜日ですか、そういう形になったのか、このことについて何にも報告らしいものがないんですね。そこら辺のここはどうですか。これからのことも考えれば、そういったことについてきちっと本人からの事情聴取も含めてやるのが当たり前だと思うんですけども、そこら辺のここはどうだったんでしょうか。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） 事件、事故発生してから、本人についてはその場で警察に拘束をされるわけです。その拘束が解かれた後、その日から一度本人に会って、事実確認やらをさせていただいております。その翌日も改めて本人が町長へ謝罪に来ております。その時点で改めて再度事情聴取ということで事実確認をさせていただいております。また、本人からもこのたびの案件に関して謝罪文も提出させております。以上です。

○議長（中井 勝君） 田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 懲戒委員会で審議をさせていただきました。本人は、飲酒をした後、寝て、一度気がついた時間帯が把握してないんですけれども、もともとやはり飲酒運転というのは絶対に避けれる話ですので、これは単なる不注意であるというものとは違うという意味で厳罰にするということでございます。先ほど総務課長から御説明させていただいたように、一般的に6カ月というふうなものがございますけれども、監督職ということから、その責任から考えて、2カ月加算ということでございます。

それと、本人は、飲酒をした後、少し休んで、この辺が認識が非常に甘いんですけれども、休んで4時間、5時間たっても、結局、アルコールは抜けなくて、逆に休むことによってアルコールの消化ができないということについてはその後の全職員を対象にした交通安全の講習会等でも説明して、そういった誤解に基づくこういったことのないよというところで注意喚起しております。本人からはやはり非常に認識が甘かったということの謝罪もございますので、そういった点を勘案しまして、6カ月ということではなくて、8カ月。ただ、今、議員からもっと厳罰にというお声もございましたけれども、そのあたりはさきの交通事故、こちらについても裁判所の裁判の判決内容等を勘案して決定したところでございますし、今回について、裁判という経過には至るまでに、やはり当然避けなければならないこういった飲酒というものをきちっと職員に周知するという意味もございまして、早目に対応をさせていただいたというところでございます。よろしく願います。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） あれですか、そういう甘い認識に至った原因っていうのは、何も説明もされていない。何時間たてばというようなことがあるわけですが、あったというお聞きしたんですけども、現実には本当に過去にも前の日のアルコールが残って、鳥取で事故起こして、それは1年間のそれこそ出勤停止という形になったわけですが、そういう事例があったにもかかわらず、同じようなことをしてる。本当に心の底まで、中身までわかるわけじゃないですけども、本当にそういったところを精神衛生上、例えばアルコール中毒なのか、もうどうしても飲まなあかん、そういう状態なのか、精神的に、本当にそういったところもきっちり捉まえてやらなければ、これ、これからも起きる。もうその都度その都度、いや、もう今後、綱紀肅正に努めますって言うけども、現実ではそれが守られない。そのように見えるからこそ、町民の皆さんか

ら厳しい声が出るわけで、やっぱりそこら辺のところをふだんからいろいろと、こんな言い方したら悪いんですけど、人権やらそういうことについてはすごく熱心ですけども、職員のそういった衛生管理だとか、そういうものについて、一体どういうことをやってはるのか、そこら辺のところ、きっちり押さえておくべきだと思うんですけど、これからの中で。ただ、法規上の交通安全の話だけじゃなしに、ふだんの生活まで含めて一体どうなってるんかと、相談に乗るという体制も必要ではないかなと思うんですけど、改めてそのことを提案しておきます。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） このたびそういった本人の事情聴取も先ほどさせていただいたということも言いましたけども、これまでの勤務態度でありますとか職場での勤務状況、それらも含めて特に問題はなかったということでございます。それと、日ごろからそういった職員の勤務に関する事、それからそれ以外のことも含めて、上司とのコミュニケーションをきっちりと、人事評価の面談もございますので、そういった機会を捉えて行うようにということをお願いして、周知をいたしておるところでございます。

ですので、この春からも定例で管理職会議、毎月するわけですけど、その部分について、必ずそういった交通法規の遵守ということは事例を出しながらずっと行ってきたと、注意を促してきたということもあり、そういった成果もあって、今年度の公務中のこういった事故についてはすごく減っていたという状況でございます。そういった状況の中でこういった事故、事件が起きたということは大変残念であるわけですけども、こういった機会を捉えて引き続き啓発していくことが大切なんではないかと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第78号

○議長（中井 勝君） 日程第5、議案第78号、新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、兵庫県の福祉医療費助成事業実施要綱の改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、健康福祉課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） では、議案第78号、新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正について御説明申し上げます。説明の都合上、審議資料の24ページをお開きください。新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正の概要っていうことで1枚物つけております。

まず、概要を説明する前に、済みません、改正の概要の中、また、アスタリスクでつけております部分の寡婦っていう字の「(父)」って書いております。これ、夫でございますので、申しわけございません、直していただきたいと思っております。

まず、改正の理由です。先ほど町長が申し上げましたとおり、兵庫県の福祉医療費助成事業実施要綱がこのたび改正をされたために、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要といたしましては、福祉医療費の支給対象者の区分を判定するに当たり、住民税の課税状況の計算を用いております。その中で、寡婦控除っていうのがございますが、従来は婚姻によらず母または父となった者で、現に婚姻をしていないものについて、地方税法上の寡婦控除が適用されておられません。この部分で、これをこのたび県の要綱の改正がなされ、寡婦としてみなして計算するっていう規定を設けたために、このたび町の福祉医療費助成条例も一部改正するものでございます。

3番目として、施行日は公布の日から施行し、平成30年9月1日から適用するっていうことで、県の要綱につきましても30年9月1日から適用しておりますので、これに合わせたことで、遡及適用させていただくものでございます。

審議資料20ページをお開きください。新温泉町福祉医療費助成条例新旧対照表でございます。まず、右側の改正案を説明を申し上げます。

まず、20ページの第2条でございます。これは、用語の定義をここで説明しているところでございます。まず、(6)号で、所得を有しない者っていうことがずっとございます。それから、下、6段目ですか、下線の部分、6段目からずっと下ほどまで下線が引いております。この部分がこのたび改正で加えていくものでございます。

まず、地方税法第292条第1項っていう部分で、夫と死別し、もしくは夫と離婚した後、婚姻をしてない者、または夫の生死の明らかでない者で、政令で定める者とあるのを、婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしてない者と読みかえる規定でございます。その下の部分でございます。同法292条第1項第12号、これは先ほど説明したのとまた逆でございます、妻と死別し、もしくは妻と離婚した後、婚姻をしてない者、または妻の生死の明らかでない者で、政令で定める者というので、その

後、婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしてない者っていうことで読みかえるっていうふうな、ここで定義を上げさせていただいております。

続きまして、21ページに、別表第4、第3条関係をつけております。この第3条関係と申し上げましたが、これ、福祉医療費の支給のことに對して説明している部分でございます。改正案の一番下、対象者の一番下でございます。下線の部分、額として、同法からずっと次のページ、23ページまで下線が引いてあります。この部分につきましては、先ほどの読みかえ規定の部分と22ページの中ほど、地方税法第314条でございます、これは所得の控除のことを説明しておりますし、それから9段目ぐらい下ですか、同法314条の2という部分は所得割の納税義務者のことを掲げてございますし、その下の同法第314条の3第1項という部分は所得割の税率っていうことで、支給に對しての改正規定等をここで書いているものでございます。

次、議案本文に戻っていただきまして、附則といたしまして、まず、施行期日等でございます。この条例は、公布の日から施行し、改正後の新温泉町福祉医療費助成条例の規定は平成30年9月1日から適用する。経過措置といたしまして、2番、この条例の適用の日の前日までに行われた医療の給付に関する定義及び福祉医療費の支給については、なお従前の例によるっていうことでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第79号

○議長（中井 勝君） 日程第6、議案第79号、新温泉町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新温泉町過疎地域自立促進計画を変更し、

総合的かつ計画的に過疎対策事業を推進するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、企画課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） それでは、議案第79号、新温泉町過疎地域自立促進計画の変更について御説明いたします。

過疎地域に指定されました市町村がこの計画を立てて、その計画に基づいて行う事業の財源といたしまして、過疎対策事業債の発行が認められております。過疎対策事業債は、事業費の充当率が100%で、後年度70%が交付税算入されるという有利な起債でございます。今回2事業を追加するために計画の変更をお願いするものでございます。

説明の都合上、審議資料の25ページをごらんください。新温泉町過疎地域自立促進計画変更理由書でございます。左側にこのたび追加いたします事業区分と内容、右側に理由を記載しております。事業区分で、1、産業の振興、(8)観光またはレクリエーションの事業区分で、自然環境整備交付金事業ということで、霧滝小又川線の追加をお願いするものでございます。理由といたしましては、霧滝やシワガラの滝など数多くの美しい滝がある本町に観光客を誘致するため、登山者や地域住民がより安全で気軽に自然に親しむことができる遊歩道、駐車場等を整備するというための事業でございます。霧滝方面とシワガラの滝方面でございます。霧滝方面では、路線の延長が2.5キロでございます。そのうち、危険箇所や安全対策が必要な箇所の遊歩道の整備、それから駐車場約600平米の整備などを予定しております。それから、シワガラの滝方面は路線延長が1キロ、そのうち、同じく危険箇所や安全対策が必要な箇所の遊歩道整備、それから駐車場約100平米の整備などを行う計画をいたしております。

次に、温泉施設整備事業の追加でございます。これは、観光客の誘致、地熱エネルギーの活用など、温泉を軸としたおんせん天国をテーマに、産業の活性化や移住定住の促進を図るため、温泉を活用した施設等の整備を行うための事業でございます。今回フレッシュパークゆむらの健康風呂の改修計画を予定いたしております。

それでは、議案第79号の過疎地域自立促進計画変更に戻っていただきまして、左側が変更前、右側が変更後でございます。左側に自立促進施策区分で、1、産業の振興、変更後の欄をごらんください。事業名、施設名で、(8)観光またはレクリエーション、事業内容の2段目、自然環境整備交付金事業（霧滝小又川線）と3段目の温泉活用施設整備事業を追加する変更をお願いするものでございます。いずれも事業主体は町でございます。以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思

いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 8 0 号

○議長（中井 勝君） 日程第 7、議案第 8 0 号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、公立浜坂病院元職員による労働契約上の権利を有する地位の確認を求める労働審判手続の申し立てに係る労働審判に基づく損害賠償の額を決定することについて、新温泉町病院事業の設置等に関する条例第 9 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、浜坂病院事務長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 吉野事務長。

○浜坂病院事務長（吉野 松樹君） それでは、議案第 8 0 号、損害賠償の額の決定について御説明申し上げます。説明の都合上、議案資料の 2 6 ページをごらんいただきたいと思います。地位確認等請求労働審判事件の概要ということでございます。

まず 1 番目に、労働審判手続申し立ての概要でございます。(1)事件名であります、地位確認等請求労働審判事件、事件番号、平成 3 0 年（労）第 7 0 号、裁判所、神戸地方裁判所第 6 民事部、以下、裁判所の受け付けから相手方については記載のとおりでございます。申し立ての趣旨につきましては、労働契約上の権利を有する地位の確認ということで申し立てがございました。

次に、2 番の事件の概要でございます。公立浜坂病院の宿日直診療業務に従事しておりました申立人、神戸市在住の 4 9 歳男性とありますけれども、病院業務の円滑な運営に支障を来すと判断する事案が発生いたしました。それを受けまして病院幹部会議で協議をいたしまして、申立人について雇用契約解除の予告通知を行ったところ、労働契約上の権利を有する地位の確認を求める労働審判手続の申し立てが行われました。その後、労働審判の審理が 2 回開催されましたが、調停が成立せず、第 2 回労働審判手続期日において審理終結し、労働審判が示されたものでございます。

なお、事件の詳細につきましては、1 1 月 5 日に環境福祉常任委員会に提出した資料で御清覧いただいております。

3番目の経過でございます。まず、この医師ですけれども、平成30年1月9日に診療業務等に関する協定書を締結をいたしました。問題となったのは、平成30年5月19日の申立人が宿日直の診療業務に従事した際でございます。その後、平成30年6月15日に雇用契約解除の予告通知を行いました。その後、平成30年8月22日に裁判所から第1回労働審判手続期日の呼び出し等がございました。その後、平成30年10月1日と10月15日、労働審判手続期日が2回開催されましたが、調停が成立せず、審理が終結し、労働審判が告知されたものでございます。その結果、平成30年10月29日に労働審判が確定をいたしました。

4番目の労働審判の内容でございますが、主文は7項目ございましたが、要約して(1)から(3)まで記してございます。まず、1つ目ですが、町は相手方に対し解雇を撤回して、本件解決金として90万円を支払う、(2)相手方は本件に係るその余の請求を放棄する、(3)町及び相手方との間には本件解決金のほかに何らの債権債務がないことを相互に確認するという内容の労働審判でございました。

議案本文に戻っていただきまして、まず、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。損害賠償の額でございますが、90万円ということでございます。

今後このようなことがないように十分注意をさせていただきたいと思っております。どうか損害賠償の額の決定について議決を賜りますようによろしくお願いいたします。以上です。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第81号

○議長（中井 勝君） 日程第8、議案第81号、平成30年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、平成30年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じたので御提案を申し上げます。

内容につきまして、休憩中に担当課長が御説明を申し上げたとおりであります。よろしくお願いたします。

○議長（中井 勝君） 内容につきましては、休憩中に担当課長から説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。質疑は歳出、歳入、総括を一括で行います。よろしくお願いたします。質疑をお願いします。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 何点かお尋ねいたします。

歳出の17ページ、それから18ページ、教育扶助費が小・中とも出ておりますけども、これはいわゆる入学前の当然いろいろとランドセル含めて備品も購入しなければならないと。以前から扶助費の支払いの問題について、時期の問題について、私も指摘をしとったところであります。入学に合わせて、それ以前に支給をするようにと、そういうことを受けての今回の扶助費の増額でしょうか。

それから、もう一つは、22ページの職員の異動の問題でありますが、総括で9月末退職が1名出ておりますけども、この退職の原因は何でしょうか。この2つを聞かせてください。

○議長（中井 勝君） 西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） 教育扶助費の関係でございますが、これは、御指摘のように、要保護・準要保護児童生徒、その新入学の学用品費、いわゆる入学前支給ということに対応したものとその他、今後執行見込みを含めての補正ということでございます。

○議長（中井 勝君） もう1点。

仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） 給与費明細書のところで9月末退職1名でございますが、本人からの願いによるものでございます。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 教育扶助費の対象者になる人数を教えてください。

それから、9月申し出ということでもありますけども、年度途中なり、どういう職員か、何年勤務しての職員かわからないんですけども、基本はやっぱり60歳定年なりはきちっと勤めていただくというのが普通は当たり前であるわけでもありますけども、それが途中退職ということはやっぱり何らかのいろいろと問題があったのではないかなと。ただ、こういったことについても、当局としては事情聴取りなり、どうだったんかという話をやっぱり聞くべきだと、今後のことも考えれば、思うんですけども、これまでもいろいろとそういった途中退職という問題があるわけで、ぜひそういった原因を確かめていただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） 人数でございますが、要保護・準要保護の児童生徒の援助費につきましては、小学校が5名、中学校が15名でございます。それから、特別支援学級の児童生徒の奨励費の補助金、これは小学校が4名、中学校が5名、以上が入学前支給の状況でございます。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） 時代的にいいまでも、職員の60歳定年といいながら定年延長といった時代の背景もございます。この職員に限りませんが、日ごろから上司との相談体制、当然、該当職員も職場といろいろと相談をされたと聞いておりますので、そういった相談体制の中で、本人の意向を確認しながらできる限り勤務を考えていくといたしますか、総務としましても適材適所っていたしますか、そういったことも考えながら勤務に当たっていただくように努めたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

そのほか。

5番、森田善幸君。

○議員（5番 森田 善幸君） 14ページの林業振興費の中の公有財産購入費280万円ということで、有害鳥獣処理施設の設置場所が私有地に建てられるということによって、その土地の購入費と聞いているんですが、それに関連して、施設本体の設備経費、これが当初は微生物による減容化ということだったんですが、それが取りやめとなって、ペットフードへの利用ということで、この減容化装置が和気町の場合、附属施設も含めて2,200万ぐらいかかっていたと思うんですが、そういったことが取りやめになったということで、こちらのほうの補正の減額ということはされないのかということをお尋ねします。

それから、15ページから16ページの道路橋梁維持費の工事請負費が3,950万減額となっておって、これについては、国の方針転換があって、補助金から起債へ一部は転換されたというようなことで、社会資本整備交付金の減という説明があったと思いますが、ちょっとこの件に関して詳しく教えていただきたいのと、起債に変わった分、地方債3,340万円、この種類も教えてください。以上です。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 今言われましたとおり、280万円、土地購入費につきましては、有害鳥獣処理施設の塩山地区で建設を予定しております土地の購入費でございます。

建設に係る工事費ということにつきましては、現在、設計業務委託をしておりますので、設計をしている段階ですので、そういった額の調整がまだできないという状況ですので、御理解をお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 道路橋梁維持費の補正でございます。工事請負費が3,950万1,000円の減額ということで上げさせていただいておるところでございますけども、社会資本整備の補助金の中で、一部国庫補助事業から起債事業へ振りかえをさせていただくという方針が国からありまして、このたび、それも含めて、また、国庫補助金の要望額どおりの金額が来ませんでしたので、その事業費の減額も含めて調整させていただいているところでございます。

内容といたしましては、道路の舗装事業、それから消雪事業につきましてが補助事業から起債事業に振りかわったというところでございまして、そのこともありましたので、全体的に事業費も減額させていただきまして、また、財源内訳等につきましても調整をさせていただいておるところでございまして、15ページの端から2項1目の道路橋梁維持費の補正財源内訳、補正額の財源内訳を見ていただきたいと思いますと思いますが、国庫支出金、国庫補助金でございますが、6,141万8,000円減額ということをさせていただきまして、地方債3,340万円の増額ということで、最終的には補助金から対象になる事業費につきましては地方債に振りかえたということがございまして、一般財源としましては、起債が10万単位の決定でございますので、端数として1万7,000円の一般財源が出たということでございますので、そういう財源振替をさせていただいたというものでございます。

起債の種類別につきましては、過疎債というふうに思っております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 5番、森田善幸君。

○議員（5番 森田 善幸君） そうしましたら、その過疎債の振りかえということが先ほどの過疎計画の変更ということと関連してくるということでしょうか。

それから、国の方針が変わったということですが、結局はお金がないという意味合いで補助金が減額になって、起債によって行いなさいという指導だったんでしょうか。以上です。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 過疎計画の変更につきましては、この減額のものとの関連はございません。

それから、国の方針転換でございますけども、選択と集中ということで、地方として特別に行っている事業について手厚くしていきたいという方針でございまして、この舗装事業につきましては、舗装圧の違いで、都市のほうで交通量の多いところにつきましては厚い舗装ということになりますので、それは残していくということがございまして、舗装については地方でありましたら一層の舗装ということになりますので、それについてはまた起債事業で振りかえをするという方針で国が出してありまして、うちの各地方としましても、引き続き補助金事業でやってくれという要望としては出させていただいてるところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 5番、森田善幸君。

○議員（5番 森田 善幸君） そしたら、過去の過疎計画に入ってるから、もうそれは変更する必要がないということでしょうか。

それから、国が道路舗装について、都市部はこの交付金で、地方は起債しなさいということで、結局は都市を優遇して、地方を切り捨てるという言い方はあれかもしれませんが、地方は過疎債があるからそれを適用しなさいということなんだろうけど、実際、過疎債は70パーということで、補助金でしたら100パー出るわけですが、結局は3割はこちらがやっぱり一般財源から後日返していかなければならないということで、地方が苦しんでいる中でこういった国の方針転換ということで、課長も言っとられました、引き続きこういった地方の道路を整備する関係、強く国に要求していただきたいと思います。以上です。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 過疎計画につきましては、過去から入っているということでございます。以前から会計ごとに入ってますので、今回の変更とは変わりがないということでございますし、引き続きまして、国庫補助事業に戻していただけるように要望してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 14番、竹内敬一郎君。

○議員（14番 竹内敬一郎君） 16ページ、土木費、住宅管理費、この1点だけちょっとお聞きしたいと思います。

補助金100万で危険ブロック撤去支援事業ですか、この内訳なんですけれども、個人住宅1戸当たり20万の補助金、合計5戸、要するに5件ですね、の100万と聞いたんですけれども、これは個人住宅のみで、そのほかの福祉施設については該当する対象はもうないと判断したらいいんでしょうか。

それと、この個人住宅の5戸ですか、この場所がもしわかれば教えてください。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） このたび危険ブロック塀の撤去につきまして、支援事業ということで補助金を100万円組ませていただいております。内訳としましては、個人のブロック塀ということで、20万円の5戸ということでございます。

そのほかの要綱にございます社会福祉施設とか保育園、幼稚園等でございますけれども、道路に面している物件につきましては今、確認しているものは1件でございますけれども、今のところは1件でございますので、今の5件も含めてですけれども、これは物件が今決まっているわけではございません。今後、要綱で出しまして、申請を受けて決定するものでございますので場所としては決まってませんが、個人の危険ブロック塀以外には1件、介護保険といいますか、医療機関になりますけれども、個人の医療機関で1件確認をいたしているところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 14番、竹内敬一郎君。

○議員（14番 竹内敬一郎君） この5件は、じゃあ、調査によってはふえる可能性もあると理解したらいいんでしょうか。

それと、国の補助の限度額ですが、多分、工事費が金額的に幾ら以上という基準があると思うんですが、それも教えてください。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） この補助金につきましては、予算額内ということで今は100万円で組ませていただいております。もし申請がたくさん出るようでありましたら補正も検討はいたしたいとございまして、3月といたしましては期間がないということもございまして、また、前回、危険ブロック塀につきましては、チラシを以前に配布させていただきまして、全戸配布、それからホームページ、それから町の広報等、点検を行ってほしいということでチラシ等々、そういうものを出させていただき、その反応、それを見てきましたが、今のところ、それについての相談っていうものが数がないということがございます。また、来年も31年度予算としまして、そこで実質的には組んでいきたいということがございますので、このたび1月からになりますので3カ月間がございまして、それで5件ということで上げさせていただいたとございまして、

済みません、限度額についてでございます。上限は30万ということで、国と同じく同額でさせていただいたとございまして、下限につきましては限度額はございません。それで、限度額なくして……。

○議長（中井 勝君） いや、下限はない……（発言する者あり）いや、いいですよ。

○建設課長（山本 輝之君） 限度額、以上です。

○議長（中井 勝君） 14番、竹内敬一郎君。

○議員（14番 竹内敬一郎君） 限度額がないということだったんですけども、国の補助は多分、私の認識なんですが、工事費が400万以上にならないと補助が出ないんじゃないですか、その確認です。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 済みません、特に限度額の、工事費についての上限はございません。撤去費のみが対象となりますので、限度額は30万を超えていたら出るというものでございます。

○議長（中井 勝君） ということですが、30万を超えていたらと。いいですか。

そのほか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） いいんですか。塀の関係でちょっと追加でお聞きしたいと思っております。

前回の議会の中で、学校施設等にブロック塀、全て点検されて、処理をされたということなんですけれども、先日ちょっと私のほうに相談していいですか、打診がありまして、旧浜坂幼稚園の西側に一般のブロック塀ではない塀があります。支柱があって、そ

の間をコンクリートのパネルが渡されてるということで、それについて、先日こども教育課に申し出をさせていただいたんですけれども、ブロック塀でないから問題ないということではあったんですけれども、安全が確認できなければそれは意味がないので確認してくださいと申し出いたしましたけれども、今回何もそういったものについての処置について対応がされてないんですけれども、それについてどんなふうにお考えかということをお聞きしたいのが1つ。

もう一つは、前回の議会の中で、夢ホールの耐震診断、それと耐震補強の設計についての内容について質問をさせていただいて、評価はしないということで予定してるということで、そのまま入札執行がされて、入札残も出てるとは思うんですけれども、今回の総務教育常任委員会の中で、私も傍聴させていただきましたけれども、森田議員が質問をされた中で、やはり評価はしないという御回答だったように思うんですけれども、その理由が工程ありきという回答しかなかったように私には受け取れました。それについて、予算も変わってくるであろうし、今回の変更等も提示されてないことについて、その理由等をお聞きしたいと思います。その2点をお願いします。

○議長（中井 勝君） 河越委員、夢ホールのその周辺の関係は何ページにありました。

○議員（11番 河越 忠志君） だから、予算にないから聞いてるんです。

○議長（中井 勝君） いやいや、きょうは、今は補正予算の審議をしてますので、予算にない審議はありません。わかりますか。

○議員（11番 河越 忠志君） 上げてないことを質疑はできないんですか。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前11時33分休憩

午前11時36分再開

○議長（中井 勝君） じゃあ、再開します。

答弁をお願いします。じゃあ、最初の分から行きましょうか。

西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） 1点目にいただきました旧浜坂幼稚園、現在の浜坂子育て支援センターの北側の民家との間の件でございます。先日、そういった話をさせていただいたところでございますが、具体的な対応について、今後詰めていきたいと考えております。

○議長（中井 勝君） もう1点。

川夏生涯教育課長。

○生涯教育課長（川夏 晴夫君） 13日の総務教育委員会の中で森田議員から同様の質問があり、耐震計画の審査は受けないかということで、先ほどありましたように、法律っていうか、法律で規定されたものではないということで受けないという回答をさせていただきました。その委員会の最後に再度、森田議員から質問があって、再度どうかと

いう質問があったように思っております。そこで同じような回答させていただきましたが、まだ耐震の計画が出ていないということと、中間報告だということ検討するという形で回答をさせていただいたように記憶をしております。

あと、今年度耐震診断、また、委託料を組んでおります。8月に入札をして、契約を結んでおります。この残につきましては、今年度中にその計画をもとに耐震設計に入っていけたらということで、今回の補正の中で、執行残はありますが、引き続き3月まで残させていただいておりますということであります。以上であります。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 建築基準法第1条をちょっと読ませていただきます。この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

この文章に書いてある基準、先日、国土交通省の基準、一般の建物については、そのときの説明ではI sが0.6でいいですよっていうお話をされました。一般の建築物は0.6、それってというのは国土交通省でいう最低です。最低の基準を夢ホールに適用させていいのかわからない。学校については、0.7が適用されて、さらに評価も受けなきゃいけないということになってるということです。この建物は、もしも新築するのであれば、姉歯事件以降、構造計算の適合判定を受けなきゃいけない建物になります。それを評価を受けずに設計がされると、要は審査されない状態で工事が行われてしまうということになります。夢ホールの重要性、ここは避難施設になる可能性も十分にあります。そこがそういう安全の確認がされない状態で工事がされることについては、本町としての大きなマイナスがある。要は安全が確保されるかどうかは、一事務所だけでなされてしまう、確認がされないということになります。これについては大変大きな問題だし、今この議会が過ぎればどんどん計画は進んでいきます。

果たしてそれがいいのかわからない。その点について、私の立場からいくと非常識きわまりない状況です。それについて、第三者、または指導すべき県の指導課なり、大丈夫だよって言うだけなのか。それを含めて、今まで私が9月議会に発言されたことについて確認もされてないだろうと私は思いますけれども、これは本当に重要なことです。それについて、スルーするわけには私はいきません。そういったことの中で何回かアプローチをさせていただいたんですけども、どうも意を酌んでいただけないようですので、あえてこの場になってしまいましたけれども、発言をさせていただいたことをある意味ではお許しいただきたいなと思います。いかがでしょうか。

○議長（中井 勝君） 河越議員の質問、同じ多分やりとりになると思うんですけども、それも含めて検討させてもらうということによかったんですね、答弁は、先ほどの答弁で。多分同じことになると思うので、それで意を酌んでいただいて、ぜひ検討していくべきもんであればしてください。それでいいですか。いや、別の質問ですか。

○議員（11番 河越 忠志君） いえいえ、そうではなくて、前回……。

○議長（中井 勝君） いや、まだ指名していません。

○議員（11番 河越 忠志君） 済みません。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前11時41分休憩

午前11時41分再開

○議長（中井 勝君） じゃあ、再開します。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 済みません、それ以外ということではなくて、前回の、休憩していただけますでしょうか。

○議長（中井 勝君） しません。

○議員（11番 河越 忠志君） 委員会での最後の回答は、工期ありきで進める、そういう回答が最後の回答でした。先ほどの検討するという回答ではありませんでした。それでお尋ねしているということです。

○議長（中井 勝君） 同じことですよね。同じ回答ですよ。

じゃあ、最後に、同じ回答をして終わってください。

川夏生涯教育課長。

○生涯教育課長（川夏 晴夫君） 委員会の最後につきましては、先ほど回答しましたとおり、検討するという回答させていただくと認識しております。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。

15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） ちょっと二、三、予算に絡むものでありますので、よろしくをお願いします。

まず、3ページ、分担金及び負担金、災害復旧事業分担金ですが、分担金の件数と負担率、説明あったかもわかりませんが、よろしくをお願いします。

それから、13ページ、畜産業費です。大きな減額があって、以前、クラスター事業の取り組みを提唱した者としては非常に気になる部分があるんですが、この補助金、特にこれは但馬牛クラスター協議会2,098万6,000円、これの内容というか、今後これについては復活できるかどうかということも含めて聞いてみたいと思います。

それから、15ページです。リフレッシュ館管理費の部分で、設計監理委託料、工事についてはいろんな関係の会社とかの部分で次年度に回すということ、また、財源措置として過疎計画に盛り込むということがありました。方向としてはいい方向だという気はするんですが、設計監理委託料の部分で、設計監理をする内容、健康風呂と言われました。健康風呂をどうしようかということにおいての内容を聞いてきたんです、何を、どの部分を設計するのかという。

それから、15ページから16ページにかけてであります。先ほど若干質疑もあった

ところですが、3,950万1,000円の工事費の減額でありまして、国庫支出金が落ちたとか地方債に振りかわったとかいう話があったんですが、どこの報告でしたか、リフレッシュパークの前の消雪、大丈夫だよという、委員会報告でしたか、これ、あったと思うんですが、本当にそうかどうかということを確認と、それで、通常はこの予算費目で工事をするもんだという気がしますから、消雪、ですから、その部分で、大丈夫だったらいいんだけど、本当に大丈夫かなど。いつも最初テストのときは出るけど、実際雪降ったら出ないっていうような現実があって、何度も言ってきたんだけど、このことをちょっと改めて答弁を求めます。以上です。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） まず、3ページの歳入の部分の受益者の災害復旧費の分担金の内容でございます。

まず、農業用施設につきましては、受益者負担率10%で計上いたしております。対象の件数が14件でございます。農地災害につきましては、20%の御負担ということで、対象件数が24件ということで、農業用施設400万、農地1,460万を加えまして1,860万ということで計上いたしております。

それから、クラスター事業の関係につきましては、産業建設常任委員会の中でも同じような御意見等いただきました。繰り越しの事業ということの中で、年度内の実施がどうなんだろうということでお話を進めていく中で、進めていってできなかったということでは後年度の補助事業に影響が出るものですから、その辺の内容について御協議をさせていただく中で、とりあえず断念をしたということです。これまでからもありますけれども、申請段階でもう少し十分なチェックをとる御意見もありました。そういったことも踏まえまして、今後は事業実施ができるのかどうかという検討も申請の段階、ヒアリングで確実に行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 15ページのリフレッシュ館管理費の中の委託料についてでございます。設計のどの部分をどのように設計するかという御質問でございます。

産建委員会の資料の中にもつけさせていただいておりますけれども、リフレッシュ館の健康風呂の修繕につきましては、春から調整をさせていただいております。このたび工事費1,890万6,000円全額を落とさせていただいております。平成31年度に今回、天井風呂だけの工事だったものを全体の改修ということで計画を見直させていただくものでございます。それに伴いまして、今年度、天井だけの設計監理委託を計上していたものを全体の設計ということで見直させていただいております。

なお、管理費につきましては来年度でございますので、あくまで設計業務のみということで、設計業務のみの全体への見直しということで156万4,000円を増額ということで上げさせていただいておりますので、健康風呂、天井のみだったものが床、回り、全体を含めた改修の設計に移るということでございます。以上でございます。

ます。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） リフレッシュ館、前の消雪工についてでございますが、毎年、水の出が悪いということで大変御迷惑をかけているところでございます。ことしも点検等いたしまして、点検では水が出たということでございます。ポンプにつきましても、昨年交換をいたしまして、ポンプのほうは準備ができたということなんですが、やはり水取り口の関係が特に期間中の落ち葉等で水の入りが悪いということがやはり原因かなということで感じているところでございまして、ことしはその回数をふやして、また、大水が出た後の取水口がどうなってるか点検をして、対策を行うということで、回数をふやしていきたいと考えております。12月に入りましての初めの土日が降雪がございました。そのときに点検をいたしましたところ、水につきましては出ていたということでございます。ことしは水取り口の点検の数をふやして管理してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 消雪につきましては、回数ふやして対応するというものですから、いつも出るようによろしくお願いします。

それから、健康風呂の件であります。健康風呂全体ということあるんですが、利用者が減るとある部分があります。特に町外者が減るとある分があるんですが、やっぱり施設としての魅力づけが低下してるという気がします、30年近くそのままですから。そういう部分では、健康風呂の中に工夫したような、やっぱり新しい、大規模じゃなくても、少しそういう魅力づけをあわせた内容にしてほしいなど、そのことを要望しておきたいと思えます。

それから、根本的に30年近くたってますので配管がとっても詰まってるということもあったと思えます、既に対処されてるかもわかりませんが。その辺を大規模投資要りますから、その部分ではその辺の点検も忘れないようにお願いしたいなということでもあります。

それから、クラスター事業で、結局、復活はあるということで理解したらええんでしょうか。大枠で補助というか、そういう中に入ってるから、今回落としてもまた復活できると理解したらいいでしょうか。よろしく。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 魅力づけをした改修をということでございます。今現在では、まず第一にバリアフリー化を図るということの一つの改修の内容と上げさせていただいております。もちろん魅力アップは必要なことでございますので、設計していく中でできる検討はさせていただきたいと思えます。

配管についてでございます。配管にかかわらず、ほかの施設等、老朽化が伴う部分がございます。委員会資料の中にも書かせていただきましたけれども、大規模なものにつ

きましては何とか補助事業を対応できないかということでの検討をさせていただきたいと考えておりますので、館全体につきましても同様と考えてるところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） クラスタ事業につきましても、復活は可能だと考えております。ただ、先ほども申し上げましたとおり、十分実施計画を立てていただいて、それが実施が可能なかどうかという判断が当然必要になると考えております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） いいですか。

お昼前ですけども、まだありますよね。ちょっと予定者は軽く手を挙げていただいて。じゃあ、ここで昼食休憩に入ります。暫時休憩します。午後は1時から。

午前 11時54分休憩

午後 1時00分再開

○議長（中井 勝君） それでは、休憩を閉じて、再開をいたします。

質疑をお願いします。

13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） 14ページの商工費、商工総務費の職員手当等の部分でお伺いします。時間外勤務手当の説明の中で、支所業務を移転にしたことによる増と伺ったと思いますが、それで間違いはないですか。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） その業務に伴う全体の時間外の増ということでございます。

○議長（中井 勝君） 13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） 今回、支所の機能も含めた形の機構改革の議案が、77号取り下げになってしまったので、そこできっちりと議論をしたいなと思っていたんですけども、内容的な部分は今後期待するといたしまして、町長がかねてから支所を強化するというおっしゃっていたと思うんです。しかし、一方で、あけてみると、今年度いつの間にか支所の業務が本庁に回っていたり、人間的な部分が減っていたりという中で、こういう時間外が商工費で出てくるという流れ。

それから、委員会の中でお伺いしたので余り詳しく触れませんが、停職処分にかかわる人件費の関係、それに伴う人的な補填に関しては、副町長の答弁だったと思いますが、年度中は考えていないという答弁をいただいていたと思います。一体、町長は支所を合理化したいのか、それとも機能を強化したいのか、今やっておられる中身と金の流れを見ていると、言われていることと中身が整合性がとれないように感じるんですけども、その点はこの数字的な部分でどうお考えでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 支所から本庁の商工観光に牧場公園、牛まつりの軸を移した背景には、実は但馬広域からの寄附が来年度で打ち切られるという背景があります。それに伴って事業の見直しが必要になるということで、今の支所の体制で続けるかどうか、いろいろ論議しました。その結果、商工観光課で新しく事業のやり方を変えていこうという、その一環として今回、軸を商工観光に移したというのが背景であります。

○議長（中井 勝君） 13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） 具体的内容にしては取り下げられた機構改革の内容がまた再度提案されたときにきちっと議論したいと思えますけれども、少なくとも力を入れるというのであれば人の部分と金の部分、その両方の配置がなければ事業は進まないわけですから、その点をきちっと方向性に合った形でつけていただきたい。仮に機能を強化するのであれば当然人的な配置、予算的な配分という部分が出てきますし、合理化を目指すということになればそういう内容になってこようかと思えます。言われていることとやられていることの内容が伴わないと議論ができませんので、そこの前提を見える形にさせていただきたいなと思えます。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） おっしゃることと考え方はポイントが違うと思うんです。人と機能というのと、もう一つ、連携ということですね、本庁との連携を深めていくということは本来の支所機能の充実になると、そういう視点で改革を、見直しを考えております。だから、人と機能、そういう観点ももちろんあるわけですけど、もう一つ、本庁との連携、太いパイプで結ぶということも考えてやっております。

○議長（中井 勝君） そのほか、質疑をお願いします。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 7ページの財務管理費、委託料のふるさとづくり寄附金お礼品発送業務というのがあるわけですが、そもそもこの返礼品の決定をどこでしているのか、そしてそういうものを決定する要綱のようなものは定められているのでしょうか。

私、心配するのは、いわば、この返礼品が町長のかわりであったり町の顔であったりする場合もあるわけですね。ですから、きちんと品質が維持されたり、本当に町として恥ずかしくないものがそのようにきちんと発送されているかというような管理と申しますか、目が行き届いているかどうかというようなことも含めて、どうして行っているのかなという疑問を持っていますので、教えていただきたい。

それから、あわせて、議論があると思うんですが、やっぱりこの返礼品を目的を持って使っていると言っている以上、例えば定例会ごとなり年に何回かなり、こういうふうに使いましたという用途も委員会資料などに添付していただくということも必要ではないかなと思いますが、いかがですか。

それから、14ページのリフレッシュ館の管理費です。いろいろ議論ありましたけど、

この際、私は、全体という議論がありましたけど、本当にもうリフレッシュ館全体を今後どうしていくのかという検討、私、合併以来ずっとそういう方向づけをきちんとすべきだという提起をしてきたんですが、今日までそれがなされてまいりませんでした。もちろん安全管理、必要な部分改修、急がれるものはあると思うんですが、あわせて、本当に全体どうしていくのか、方向を明確にして、そして、どのように、では、改修するのかというようなこともきちんと基本的な構想を持って進めていくべきではないかと思うんですが、いかがですか。

それから、18ページ、教育振興費です。町長は、もう事あるごとに海外研修について、希望する全ての子供たちが参加できるように公平、平等に扱うべきだということを繰り返し強調されてきたわけですが、現在はそういう方向に議論がなされているのか、そのあたりはどうでしょうか。

それから、19ページの農業用施設災害復旧費です。大規模災害で頭切りされる部分があると思うんです。それから、逆に、小規模災害は我が町は支援をしていないということになっています。だんだん第1次産業をどうして維持していくかということが、農業も漁業も法律改正があって非常に困難になっていくと。あるいは、TPPなりFTAなり、さまざまな外的な要因も小規模農業の経営を圧迫していくということから、我が町の主要な産業が大変厳しい状況に陥っていくという中で、この災害復旧をできるだけ幅広く対応して、現在の農地をしっかりと維持していく、あるいは農業施設をしっかりと維持していくという方向を定めていかないと大変厳しいということになると思うんですが、そのあたり、いかがお考えでしょうか。

○議長（中井 勝君） ふるさと寄附から行きましょうか、順番に。そっち。

仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） ふるさと納税の返礼品の関係でございますが、役場の中で総務課が担当する部分、それから商工観光課が担当する部分ということで連携をしながらさせていただいております。最初に事業者説明ということで希望する事業者を集めて説明会を開いて、その後に業者と話をし、返礼品のどれにするかという申し出を受けて、させていただいてるということでございますが、その辺はもし商工観光課で具体的なものが答えられるのであればお願いしたいですけれども、特に要綱とか、そういったものは定めてないと思っております。ただ、新しく追加される返礼品につきましては、決裁を当然上げて、それで了解をとった上で返礼品の登録をさせていただいてるということでございます。

それと、もう1点の使い道の関係につきましては、去年までは例えば寄附をさせていただいた方にこういった具体的な事業のために使わせていただきましたということで通知はさせていただいております。そういったこともありますし、当然、御指摘のように、委員会なり議会にも、その使途、こういったものにとすることは報告をさせていただくようにさせていただきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 返礼品についてでございます。総務課長申し上げましたように、現場の直接の担当は商工観光課でさせていただいております。両方が一緒になりまして説明会をまずさせていただく中で、一応、基本は総務省の指導というのがございますので、返礼品の特に金額的な3割、あるいは地元の特産という大きな項目があります。そういったことをわかっていただいた上で申し込みを受けておりますけれども、そうではないようなものも当然上がってきます。それにつきましては、内容を吟味させていただきまして、申込者の方と相談させていただきながら品物を最終的に検討させていただいて、よし悪しの判断をさせていただいております。最終的には、総務課長申し上げましたように、庁内の決裁ということで、商工観光課の中、あるいはその後また総務担当課の中ということで、全体の決裁を受けた上で最終の登録になるという過程を踏ませていただいております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） リフ館。

岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 次に、リフ館についてでございます。町全体としての位置づけをという御意見でございました。産建委員会の資料の中でもずっと随時お話をさせていただいておりますけれども、なかなか全体の計画というまでは上げさせていただいておりません。当面の安全対策をする中で、まず、対応しなければならない部分を進めていくという現在の方針でございますけれども、今後の大規模な修繕等が続いて必要となってくるというのは当然考えられますので、そういった位置づけも含めまして、今後検討を進めながら並行してやっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 川夏生涯教育課長。

○生涯教育課長（川夏 晴夫君） 中学生の海外研修につきましては今年度、経済的な負担を軽減するというところで、要保護・準要保護家庭につきましては、負担額の軽減を要綱の改正を行ったところでもあります。あと、中学校の海外研修の選考に当たりましては、極力誰でもが応募していただける要綱にはしてきております。ただ、選考の過程で、やはり海外に行くということで英検4級程度、一般的な中学生の英語力というところの技術的のところを選考基準の中に、要綱の中には書いておりますが、経済的負担、また、要綱の改正等を行って、誰でもが行っていただくようなほうに変えてきております。以上です。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 農業用の災害につきましては、公共と異なりまして受益者負担金が必要になるということの中で、これまでからも御意見をいただいているところです。農地を維持していくという観点から、町としてどう向き合っていくのかという方向づけを確かにする必要があるのかなとは考えております。

その中で、40万以下の災害をどうするのか、限度額を超える負担に対してどう向き

合うのか、災害の補助率、激甚災害との違いですね、そういったものについてもどう向き合っていくのかということが課題としてあるのかなと考えております。そういう中で、県下の残りの11町、また、但馬管内のそういった状況をまた確認をする中で、一つの方向性を出していきたいと現時点では考えております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） いいですか。

そのほかありませんか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 総務課にちょっとお尋ねをしたいんですけども、ふるさと納税の関係の先ほどからの答弁聞いてたら、それこそ商工観光、それから総務課とチェックをかけるっていう話なんですけども、湯村温泉のお湯を今度返礼品にという話が出て、もう既に写真で新聞等では報道されてるわけなんですけども、こういったことについてはきちっとそういう地域の財産区なり、そういったとこと話し合いを持った上で返礼品としたのかどうなのか、その点をちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、これとの関連で、総務省が今、極めて全国のふるさと納税の関係で厳しい網をかけようとしているわけです。こういった問題、それから最近のはやりかもわかりませんが、詐欺のサイトがやっぱりあれしてるっていうのが今テレビ等でも報道されてるわけなんですけども、こういったものに対する当町としての対策はどうか。そういったところもきちっとどう対応するのかやっぱり考えなければならない問題が出てきたわけです。そこら辺のところ、ちょっとひとつ教えていただけますか。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） 最初の質問の温泉を配るといふものの経過につきましては、商工観光課でお答えをさせていただきたいと思っております。

それと、後段の詐欺サイトの関係につきましては、近くの県におきましてもそういった事例があるということで、確かに見逃せないということで、その注意喚起というのは、本町のサイトにつきましてもホームページなんかを通じて注意喚起ということでさせていただくように指示をいたしたところでございます。以上、よろしく申し上げます。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 湯村温泉のお湯の配湯ということでの返礼品の内容でございます。

まず、湯財産区との調整はということで、現場の話として一応の了解といいますか、事前相談という中で進めたというつもりではございました。しかしながら、報道がされて、特にテレビ放映等がされました後で湯区の方から聞いていないという質問が出たということの中で、その連絡体制が徹底していなかったということは事実でございます。急遽、その後に湯財産区の全体会議という中で承認をいただいたという経過になっております。若干の配慮が足らなかったということはございますので、今後こういう点につきましては十分注意していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 先ほど総務省の返礼品 3 割とか地元産品に限定するという
ことで、新聞報道では余り過度な対応については税控除の対象外にするという動きが検討
されてるといことがございます。税制改正についてはまだ明らかになってございませ
んけれども、本町については、3 割以内ということと地元産品ということで基本的なル
ールは守っておりますので、そういった動きについても、当然注視はしますけれども、
影響はないものと考えております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないですね。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され
ました。

暫時休憩します。

午後 1 時 2 0 分休憩

午後 1 時 2 1 分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、議案第 8 2 号から議案第 8 9 号まで
の平成 3 0 年度特別会計及び公営企業会計 8 会計の補正予算につきましては、一括上程
し、質疑、討論、採決は会計ごとに行います。

日程第 9 議案第 8 2 号 から 日程第 1 6 議案第 8 9 号

○議長（中井 勝君） 日程第 9、議案第 8 2 号、平成 3 0 年度新温泉町国民健康保険
事業特別会計補正予算（第 4 号）について、日程第 1 0、議案第 8 3 号、平成 3 0 年度
新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、日程第 1 1、議案第 8
4 号、平成 3 0 年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、日程
第 1 2、議案第 8 5 号、平成 3 0 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予
算（第 3 号）について、日程第 1 3、議案第 8 6 号、平成 3 0 年度新温泉町温泉地区残
土処分場事業特別会計補正予算（第 3 号）について、日程第 1 4、議案第 8 7 号、平成

30年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第2号）について、日程第15、議案第88号、平成30年度新温泉町水道事業会計補正予算（第3号）について、日程第16、議案第89号、平成30年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第3号）についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第82号、平成30年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてから議案第89号、平成30年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第3号）についてまでにつきましては、それぞれ補正を行う必要が生じたので、御提案を申し上げるものであります。

内容につきまして、休憩中に担当課長が御説明を申し上げたとおりであります。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 内容につきましては休憩中に担当課長から説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

議案第82号、平成30年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第83号、平成30年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され

ました。

議案第 84 号、平成 30 年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ありませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 85 号、平成 30 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 3 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 86 号、平成 30 年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 3 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようですね。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され

ました。

議案第 87 号、平成 30 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第 2 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ありませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 88 号、平成 30 年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 89 号、平成 30 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 3 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

次は、12月18日火曜日午前9時から会議を開きますので、議会議事堂にお集まりください。長時間お疲れさまでした。

午後1時30分散会
